

*** ミルキーホーム川崎園の料金に関するご案内 ***

当園の利用にあたっての負担額は以下のとおりです。

(1) 入園料

入園料：21,600 円

(2) 基本保育料 (主たる保育時間 11 時間 8:00~19:00 の基本保育料)

0 歳児	96,400 円 (税込)
1 歳児	74,200 円 (税込)
2 歳児	57,500 円 (税込)
(3 歳児以上)	57,500 円 (税込)

※3 歳以上のお子さまは、空きがあった時のみの受入となります。



(3) 延長保育料

当園は下記料金で延長保育をご提供させていただきます。

延長時間	7:00~8:00 / 19:00~20:00
------	-------------------------

【料 金】

月額 3,000 円 / 30 分	<input type="checkbox"/> 口座振替払
単発 300 円 / 30 分	<input type="checkbox"/> 当日精算

※月額、回数に関係なく同じ金額です。

※前月末日までに翌月の延長を申請してください。

※延長をご希望される保護者様は「延長申請書」をお渡ししますのでお申し出ください。

※月途中での申請は受け付けませんのでご注意ください。

※4月分は4月10日までの納付となります。5月分よりご指定の口座より引落としとなります。

※閉園時間は 20:00 となっておりますが、交通事情等によりやむを得ず 20 時を過ぎてしまう場合は、20:00 以降 30 分 720 円の当日精算にて対応させていただきます。

(料金はその都度現金にて徴収させていただきます。)

※ごきょうだいの延長料金の割引はございません。

(4) 実費徴収

上記の保育料のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。(前月末の自動引き落としとなります)

費目	実費徴収額
設備費	月額 2,030 円
敷布団衛生管理代	月額 1,080 円
オムツ廃棄料	月額 600 円



物価変動の影響等により徴収額を変動する場合があります。

※入園日は原則毎月 1 日となりますが、緊急等の事情で、

月途中で施設に入園された場合、当月分の実費負担は必要ありません。

※月途中で施設を退園された場合、当月分の実費負担は 1 ヶ月分必要となります。

※月途中で休園された場合、実費負担は 1 ヶ月分必要となります。

※休園からの復帰日は原則毎月 1 日となりますが、希望により月途中で休園から復帰された場合、当月分の実費負担は必要ありません。

①衛生管理代（敷布団レンタル料・シーツの毎週のクリーニング代等）

0、1、2歳児の敷布団は、レンタルとなります。沈み込みが少なく通気性のある敷布団です。毎年新品に交換されます。シーツは毎週業者によるクリーニングを行い、交換されます。ご自宅での洗濯は不要です。レンタル料及びシーツの等衛生管理代のご負担があります。

②オムツ廃棄料

お持ち帰りも可能ですが、衛生上、お帰りまで個別に密封保管してお持ち帰りいただくより、オムツ廃棄料はかかりますが、こまめに屋外の物置に移動させ、園でまとめたの廃棄にご協力いただきますようお願いいたします。

※前月末までに翌月分を納めてください。

※必要に応じて、雑巾、ビニール袋等を集めます。



実費徴収のほか、次の事項についてご負担いただくことを予定しています。

③行事にかかる費用（交通費・入場料・会場代等）

遠足などの園外保育に使う交通手段として貸切バスを利用する場合や交通費・入場料・会場費等かかる場合の実費は保護者の方の負担となります。極力、負担金が少なく十分に楽しめる企画に努めます。

④個人用教材費、カラー帽子代、他

	0歳	1歳	2歳	3歳以上
連絡帳	310	310	310	310
おたよりケース	160	160	160	160
クレパス			380	380
粘土			320	320
粘土ベラ			160	160
粘土板			330	330
粘土ケース			190	190
のり			150	150
帽子	810	680	680	680
防災ずきん	1890	1890	1890	1890
せいさく帳		270	270	270
合計	3,170円	3,310円	4,840円	4,840円

◆個人用教材、カラー帽子、防災頭巾等は新学期に販売します。

発送に即したものの、使いやすいものを準備しています。

◆カラー帽子・防災頭巾は安全の観点から極力保育園で決められた物を購入して下さい。途中で補充も出来ます。

◆連絡帳は、約2ヵ月で1冊使用します。その他、都度ご連絡します。



(5) 対象児童確認書類

<ご利用可能条件>

※入園書類を再度ご記入いただきます。その際に下記内容がわかる書類を提出いただきますのでご用意の程よろしくお願い致します。時期は3月頃を予定しております。

市内在住で認可保育所の入所要件を満たすお子様(ただし、幼稚園に在籍しているお子様は除く)

- (1) 1月において、16日以上かつ1日当たり4時間以上労働することを常態としている方。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がない方。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している方。
- (4) 親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している方。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている方。
- (7) 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している方。
 - (イ) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている方。
 - (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる方。
 - (エ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められる方(上記(ウ)に該当する場合を除く。)
- (8) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが川崎認定保育園を利用しており、当該育児休業の間に川崎認定保育園を引き続き利用することが必要であると認められる方。

◆具体的な書類内容については、別紙2「保育を必要とすることを証明する書類」をご覧ください。用紙は川崎市ホームページよりダウンロードが可能となります。

※保護者の状況により、この他にも書類の提出が必要となる場合がありますので、事前に各区役所・支所にご確認ください。

※保護者の方以外で、同居の親族(65歳未満に限る。)の方が保育をできない場合にもご提出ください。

※保育を必要とする理由が複数ある場合には、それぞれについて保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。

★ 保育を必要とすることを証明する書類

No.	提出書類	提出が必要な場合
(1)	就労・所得証明書	◆居宅外就労による場合 ※就労内定の場合、実績額の見込の証明を受けてください。
(1)	就労状況申告書	◆自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合 ※裏面の一日の就労(予定)の様子もご記入ください。自営の証明書類(写し)は、直近の確定申告書(写し)等の「収入を証明するもの」や、営業許可証・開業届(写し)等の「自営を証明するもの」を指します。
(1)	自営の証明書類(写し)	
(2)	母子健康手帳(写し)	◆妊娠・出産による場合 ※氏名と出産予定日が記載されている頁の写しをご提出ください。
(3)	疾病・障害状況申告書	◆疾病・負傷による場合 ※添付書類として診断書が必要です。
(3)	(保護者の方の書類)	◆障害による場合 ※添付書類として身体障害者手帳(写し)、療育手帳(写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)が必要です。
(4)	介護状況申告書 (介護対象者の方の書類)	◆親族の介護をしている場合 ※裏面のスケジュール表もご記入ください。 ※添付書類として診断書、身体障害者手帳(写し)、療育手帳(写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)、介護保険証(写し)のいずれかが必要です。
(7) アイ	在学証明書及び 時間割、スケジュール表のいずれか	◆職業訓練校や大学などへの通学による場合 ※入学予定であれば、在学証明書の代わりに「合格通知書」(写し)と「パンフレット」をご提出ください。
(6)	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	◆求職活動又は起業準備をしている場合